

〔重要な会計方針〕

1. 運営費交付金収益の計上基準

業務のための支出額を限度とする費用進行基準を採用しております。

理由は、中期計画及びこれを具体化する年度計画等において対応関係が不明確であるため、業務達成基準及び期間進行基準を採用することが困難であることから、費用進行基準を採用する必要があるためです。

2. 減価償却の会計処理方法

定額法を採用しております。

耐用年数については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）によっております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）となっております。

3. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第38に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

なお、退職一時金の見積額については、期末における役職員が自己都合で退職した場合に必要な退職金要支給額の総額を採用しております。

4. 引当外賞与見積額の計上基準

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。

行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、会計基準第17に基づき計算された賞与に係る引当金の当期増加額を計上しております。

5. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

(1) 国有財産無償使用の機会費用の計算方法

国有財産使用料相当額を機会費用として計上しております。

(2) 政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

国債利回り等を参考に1.340%で計算しております。

6. 消費税等の会計処理

税込方式によっております。

[その他情報]

1. 重要な債務負担行為

(単位：円)

件名	契約額	翌事業年度以降 支払予定額
平成21年度特許流通アドバイザー派遣事業	1,549,265,998	1,522,391,898
平成21年度特許情報活用支援アドバイザー派遣事業	588,723,502	583,860,000
特許電子図書館における産業財産権情報の提供サービス	4,421,311,242	3,717,541,152
工業所有権情報提供のための整理標準化データ等の作成	755,577,517	755,577,517

2. 重要な後発事象

該当事項はありません。